

1

建築物



1 出入口

■基本的な考え方■

建築物の主要な出入口は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるように整備する必要がある。主要な出入口には建築物全体の利用に関する情報を集約することにより、目的の場所に到達できるように配慮する。

整備基準

1 出入口

直接地上へ通ずる主要な出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下この項において同じ。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- 1 幅は、内のを90センチメートル以上とすること。ただし、従業員のみの利用に供する室の出入口については、80センチメートル以上とすることができる。
- 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、当該戸の存在が明確に認識できるような表示を設けること。
- 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- 5 靴を履き替える場所においては、体を支えるための手すり、いすその他これらに類する設備を設けること。

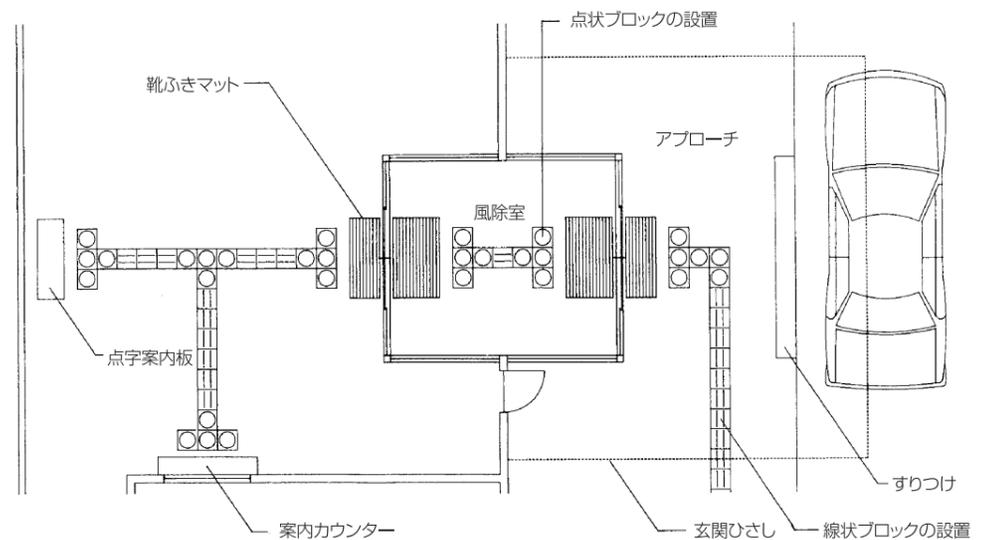
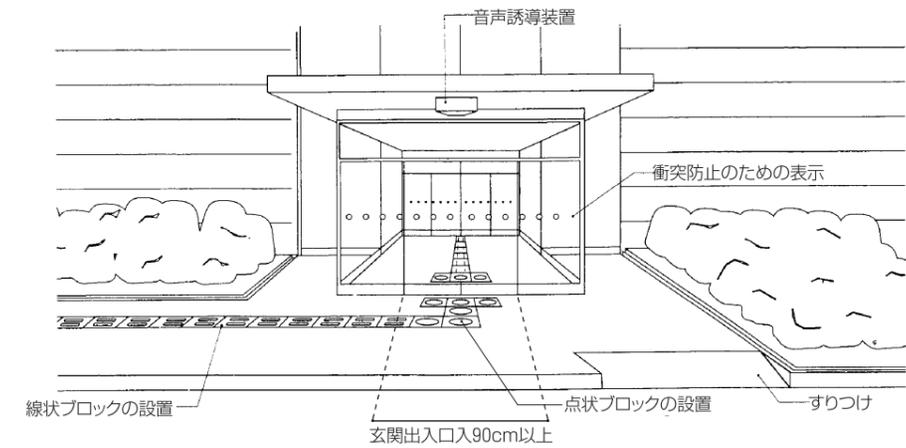
目標となる指針

1 出入口

1 不特定かつ多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。

- (1) 幅は、内のを90センチメートル以上とすること。この場合において、1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内のを1.2メートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅を内のを1.2メートル以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とすること。
 - イ ア以外の出入口にあつては車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - (3) 全面が透明な戸を設ける場合においては、当該戸の存在が明確に認識できるような表示を設けること。
 - (4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - (5) 靴を履き替える場所においては、体を支えるための手すり、いすその他これらに類する設備を設けること。
 - (6) 直接地上へ通ずる出入口及び屋外の駐車場へ通ずる出入口には、必要に応じて、屋根又はひさしを設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。
- (1) 幅は、内のを90センチメートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造のものとする。
 - (3) 全面が透明な戸を設ける場合においては、当該戸の存在が明確に認識できるような表示を設けること。
 - (4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- 3 従業員のみが利用する室の1以上の出入口の幅は、内のを90センチメートル以上とすること。
- 4 1、2及び3に定める構造の出入口以外の出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。

外部出入口(玄関)の整備例



整備基準の解説

●整備の対象

①公益的施設の主要な直接地上へ通ずる出入口、②駐車場へ通ずる出入口、③各室の出入口についてそれぞれ一以上の出入口を車いす使用者が通過できる構造とする。

- 「直接地上へ通ずる主要な出入口」とは、施設の玄関やメインエントランス等である。
- 「駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば百貨店の地下に駐車場がある場合に百貨店部分から当該駐車場部分へ通じる出入口のことであり、玄関等の出入口は該当しない。
- 「各室の出入口」とは、①施設の来訪者が利用できる各室の出入口、②従業員等が利用する各室の出入口、のことであり、便所、浴室、更衣室及びシャワー室、洗面所等の室も該当する。

項目	解説
1 幅	○出入口の内のり幅90cmは、車いすで通過しやすい寸法。 ○親子扉や両開き戸の場合、原則、片側だけで幅90cm以上とする。 ⇒図1 参照
2 構造	○「車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回転ドア等としないことである。回転ドア等を設ける場合は、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいので、それ以外の形式の戸を併設する。
3 表示	○「戸の存在が明確に認識できるような表示」とは、全面が透明ガラスの場合、視覚障害者等の衝突防止のため目の高さの位置に横線をいれるか色（青色は高齢者の色変化した視界では見えにくいので避ける。）や模様等で十分識別できるようにする。
4 床面(段差)	○「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（例:高低差が1.5cm程度で丸みを持たせた段）以外のものが該当する。 ⇒図2 参照
5 靴の履き替え場所	○「体を支えるための手すり」とは、高齢者や歩行困難者に配慮するもので、床や壁に固定された手すり若しくは固定式の下駄箱等に取付けられた手すり等が該当する。

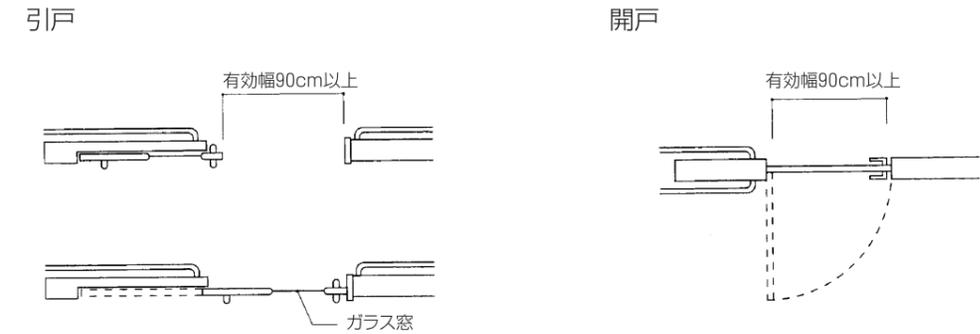
目標となる指針の解説

●整備の対象

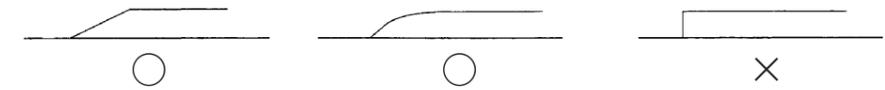
基本的に不特定かつ多数の者が利用するすべての①主要な直接地上へ通ずる出入口、②駐車場へ通ずる出入口、③各室の出入口を車いす使用者が通過できる構造とする。

項目	解説
1(1) 幅	○出入口の内のり幅120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法。
2(2) 構造	○「開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下等に対して外開きにする場合は当該戸が廊下に突き出さないよう、戸幅以上の奥行きのあるアルコーブを設ける等の措置をとること。 ⇒図3 参照
4 幅	○出入口の内のり幅80cmは、車いすが通過できる寸法。整備の対象は、倉庫や機械室等普段使用しない室等である。

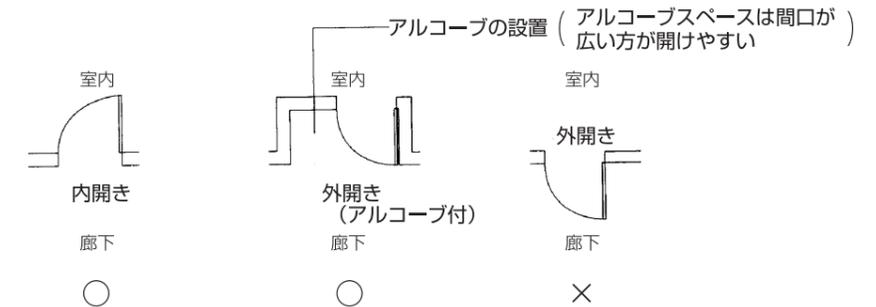
各部屋の出入口の形式 (図1)



すりつけの例 (図2)

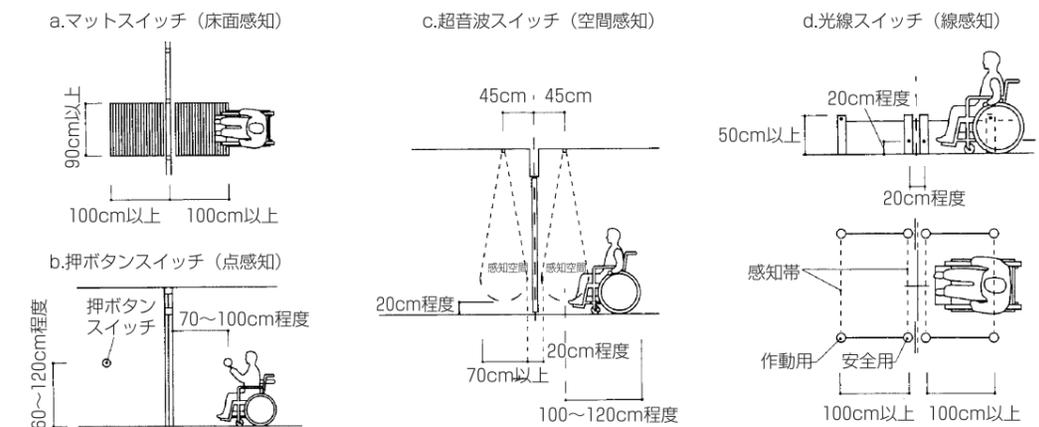


開き戸への配慮 (図3)



*外開き扉は、高齢者・障害者等の利用を考慮すると好ましくない。そのため建築基準法施行令118条で内開き扉が禁止されている建築用途にあって外開き扉を設置する際にはアルコーブを設ける等設計に注意することが必要である。

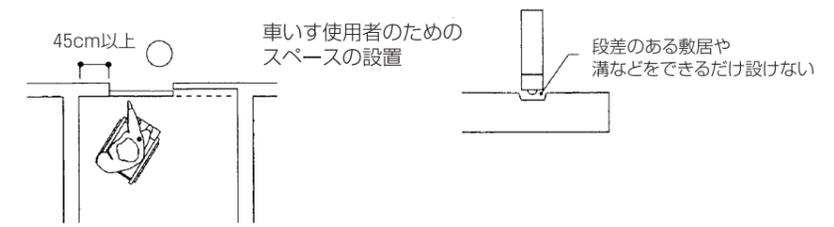
自動ドアの感知方式(参考) (図4)



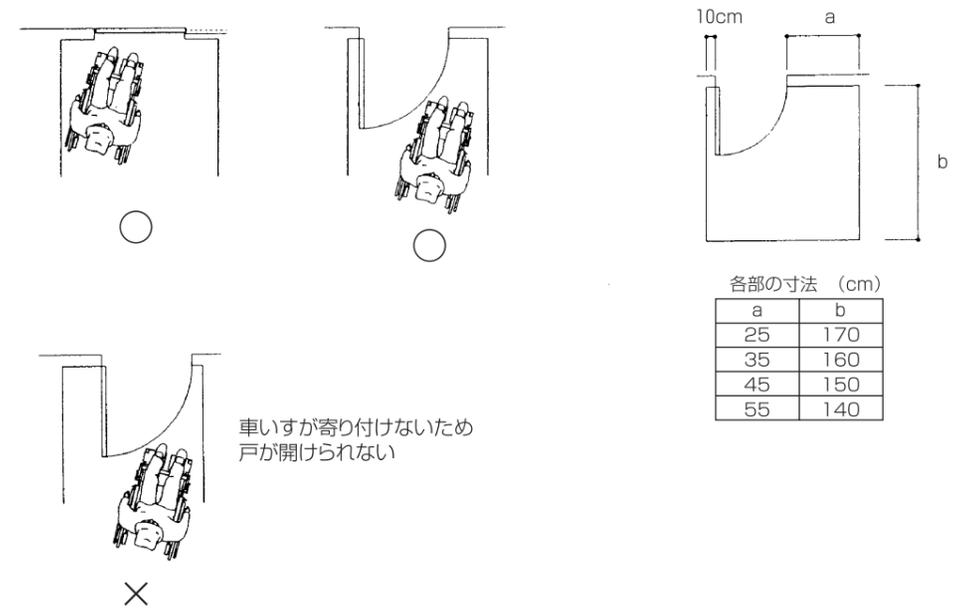
配慮事項

項目	解説
2扉(構造)	○開閉動作の難易度等から引き戸が開き戸より望ましい。一般に①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸の順になっている。引き戸は、原則として、室内側に設ける。開き戸は、原則として、内開き(室内側への開き)とする。やむを得ず外開きとする場合はアルコーブを設ける。
(自動扉)	○開くときは迅速に、閉まる時はゆっくりとする。 ○自動扉の開閉起動装置の感知域は、車いす使用者の通行に支障なく作動する構造とする。 ○風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ1m以上確保し、車いすが入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とする。 ⇨図4参照 ○車いす使用者や歩行困難者が戸に挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置する。
(自動式開き戸)	○自動扉の場合、非常時のために手動式の扉を併設する。
(手動式開き戸)	○通行人が開いた扉にぶつかったりする危険性があるので配慮する。
(手動式開き戸)	○軽い材質のものとし、開閉が円滑に出来る上吊り形式が望ましい。また、戸車を用いる場合は埋込型のレールとする等車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。 ⇨図5参照
(ガラス)	○車いす使用者が通過しやすいようにゆるやかに閉まるドアクローザーを設けるとともに、扉の開き勝手方向に袖壁と開閉スペースを確保する。 ⇨図6参照 ○ガラス扉の場合は、床上35cm程度までの部分を車いすのフットレスト当たり(キックプレート)として補強する。 ⇨図7参照 ○視覚障害者等の危険防止のため小窓を設ける場合は、車いす使用者の視線の高さ(床上60cm程度の位置を下端とする)にも配慮する。 ⇨図7参照 ○ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針(国土交通省)」等を参照し、安全性の高いものを選ぶ。
(把手)	○手動式引き戸では、円形のもの避け、棒状のもの、開き戸では①大きく操作性の良いレバーハンドル式、②棒状のもの、③パニックバー形式のものとする。また、開き戸には、補助把手をつける。 ⇨図8参照
(扉前後の床面)	○床面から高さ90cm程度の位置に設置する。 ○扉前後の水平面は150cm以上(車いすが360°回転できる寸法)確保すること。
その他(玄関)	○玄関マットは埋め込み式とし、はけ状のものは使用しない。 ○視覚障害者誘導用ブロックは扉又はマット直前まで連続させて設置する。 ○誘導鈴又は音声誘導装置を設ける。 ○風除室内外の建物の出入口周辺の床材は濡れても滑りにくい材料とし、必要に応じ、凍結防止ヒーターを設ける。 ○受付がない場合、視覚障害者が建物全体を把握できる案内板を設置するほか、聴覚障害者に配慮したモニター付インターホンを設置する。

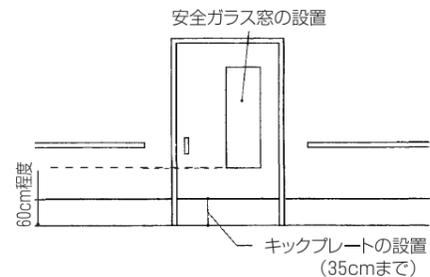
引戸の形式 (図5)



戸の開き方向によるスペースのとり方 (図6)



キックプレート・安全ガラス窓 (図7)



取っ手の形式(使い易い形状の例示) (図8)

